

■施設長変更届に添付する資格証明書について

施設長就任予定者について、以下の資格等を有することを証する書類を添付すること。

- ・ 社会福祉士
- ・ 社会福祉主事
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 三科目主事（大卒）（※1）（卒業証明及び成績証明等を添付）
- ・ 社会福祉事業に2年以上従事した者（※2）（履歴書等で判断）
- ・ 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者（修了予定は不可）
- ・ 社会福祉主事任用資格を得るため、養成機関又は講習会の課程を修了した者

（※1）三科目主事（厚生労働省 HP から引用）

社会福祉主事任用資格は、大学や短期大学において厚生労働大臣が指定する科目のうち3つ以上を履修して卒業した場合にも取得することができます。

この指定科目は、時代の変遷とともに科目名の変更を行っています。このため、自らが大学等を卒業した年度において規定されていた指定科目名に基づいて該当するか確認することになります。

確認をする際は、自らが大学等で履修した科目の名称と、指定科目名とが原則一言一句同じでなければ指定科目を履修したものと認められません。

【厚生労働省 HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushil/shakai-kaigo-fukushi9.html

（※2）社会福祉事業に2年以上従事した者

「社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業」ではない事業所等において従事した期間は対象外なので注意すること。

（例）社会福祉事業ではない事業所

病院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護老人保健施設、介護医療院、訪問入浴介護、訪問看護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、介護予防支援など

【参考資料】

特別養護老人ホーム	<p>老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 27 日 茨城県条例第 65 号）</p> <p>第 6 条 施設長は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p>
養護老人ホーム	<p>老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 27 日 茨城県条例第 64 号）</p> <p>第 6 条 施設長は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p>
軽費老人ホーム	<p>社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 27 日 茨城県条例第 63 号）</p> <p>第 6 条 施設長は、法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p>

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）抜粋

（資格等）

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢十八年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの